官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通二）　一
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四九）　二
○令和八年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限（厚生労働三一一）
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一八九〇）
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一八九一）　六
○肥料の登録が失効した件（同一八九二）
○道路に関する件（関東地方整備局二五一）　七
○道路に関する件（北海道開発局九七）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣府　最高裁判所　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
海事代理士試験合格者（国土交通省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五七）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　三〇

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第六号の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　金子　恭之

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項） **第十六条の二**　法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。 一～八　（略） 九‖　当該一棟の建物及びその敷地の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が当該一棟の建物及びその敷地に係る管理組合（同条第三号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）から委託を受けて管理事務（同条第六号に規定する管理事務をいう。以下同じ。）を行うマンション管理業者（同条第八号に規定するマンション管理業者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その旨 十‖　（略）	（法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項） **第十六条の二**　法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。 一～八　（略） （新設） 九‖　（略）

附　則

この命令は、令和八年四月一日から施行する。